

平成23年第10回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日時 : 平成23年11月9日(水) 8:30~9:10
2. 場所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 松野 丈夫理事, 飯塚 一理事,
竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 前田 敬道監事, 伊藤事務局長, 太田学長政策推進室長,
佐藤監査室長, 中村総務部長, 高橋病院事務部長, 石ヶ森教務部長,
山内総務課長, 藤井企画評価課長, 今田会計課長, 中西施設課長, 堤総務課長補佐,
加藤総務課長補佐, 国井総務課長補佐, 松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち、学長から、第9回役員会(平成23年10月12日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 平成24年度再雇用希望者について

本件について、学長から発議の後、山内総務課長から資料1に基づき、以下のとおり説明があった。

- ①平成24年度における再雇用希望者は、資料1のとおり、本年度定年退職者7名、平成22年度定年退職者3名、平成21年度定年退職者7名、平成20年度定年退職者4名の合わせて21名であること。
- ②平成23年度定年退職者7名は、「再雇用契約職員の対象となる基準」である、働く意思・意欲があると認められ、勤務態度について不良な者はなく、健康については、検査結果待ちの1名を除き産業医が再雇用後の就業に支障がないと判断し、能力、技術及び経験に関しても職務遂行上必要な能力等を有しており、全員を再雇用することについて、問題はないと判断していること。
- ③平成20年度から平成22年度に定年退職された14名について、引き続き再雇用を希望しており、勤務状態も良好であり、問題はないと判断していること。
なお、健康診断の検査結果待ちの1名についても、産業医が検査結果を判断し、問題がなければ再雇用に係る手続きを進めたいこと。

審議の結果、原案のとおり再雇用希望者全員を雇用することが了承された。

なお、本件は、経営協議会へも付議する旨学長から付言があった。

2. 助教から医員への異動について

本件について、学長から発議及び資料1に基づき、次のとおり説明があった。

- ①助教から医員への異動は原則行わないこととし、やむを得ず行おうとする場合には、当該講座等の長から書面による異動の必要性の申し出により、大学運営会議の議を経て事前に役員会の承認を得なければならないことが、平成19年2月14日開催の役員会において決定されていること。
- ②この度、資料の助教が、平成23年11月10日付けで週4日勤務の医員とし

て勤務することを希望しているため、やむを得ず医員への異動を行いたいと考えていること。

③本件については、11月1日開催の大学運営会議の議を経ていること。

審議の結果、資料の助教について、平成23年11月10日付けで医員として採用することが了承された。

3. 分娩手当の新設について

本件について、学長から発議があり、山内総務課長から資料3に基づき説明の後、審議の結果、産科医等の待遇を改善し産科医等の確保を図るため、産婦人科医及び新生児科医に対し新たに分娩手当を支給する職員給与規程等の一部改正について、原案のとおり了承された。

なお、支給期間は、平成23年11月1日から平成26年10月31日までとし、3年後に手当を継続するかどうかについては、3年間の実績の状況等を勘案して決定する旨、学長から付言があった。

4. 旅費規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、今田会計課長から資料4に基づき説明の後、審議の結果、会議等において宿泊施設の指定がある場合など特別の事情により、定額の宿泊料では不足する場合に、実費支給を可能とする旅費規程の一部改正について、原案のとおり了承された。

なお、施行日は平成23年11月9日とし、平成23年9月1日から適用する旨学長から付言があった。

5. (救命救急センター) ICUの整備事業に係る予算内示について

本件について、学長から発議及び資料5に基づき、次のとおり説明があった。

①北海道では、厚生労働省の「地域医療再生臨時特例交付金」を活用した「新たな地域医療再生計画」事業を策定したこと。この計画は、三次医療圏を対象に、医療提供体制の課題を解決・整備しようとするもので、総事業費の2分の1が補助金で賄われること。

②北海道から、救命救急センター機能強化事業として、本学に対し強い要望のあったPICU（小児集中治療室）を含めたICU（集中治療室）の整備事業に資料のとおり内示があったこと。

③現在6床のICUについては、昨年10月に救命救急センターを設置したが、重篤患者が多く絶対数が不足している状況もあり、予算内示額を考慮して4床の整備を行いたいと考えていること。

審議の結果、ICUの整備事業を進めることが了承された。

なお、施設整備に1年は必要であり、改修場所や運用方針等を決定するための検討委員会を設置して進めていく旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 平成22年度に係る業務の実績に関する評価結果について

平成22年度に係る業務の実績に関する評価結果の通知があったこと。

次いで、藤井企画評価課長から、資料6-1～3に基づき、評価結果の内容について説明があった。

学長から、昨年度に引き続き「指摘事項」がなく、全ての項目で「順調に進んでいる」（「B」評価）と評価されたこと。全体として、本学が提出した「業務実績報告書」や「ヒアリング」等で説明した内容が、適切に反映された結果であると考えていること。また、国立大学法人の改革推進状況では、①病院収入の確保に向けた取組、②学生の経済的支援を目的とした「授業料特別貸与制度」及び「奨学資金貸与制度」の創設、③学生の国際化を目的とした「学部学生海外活動助成制度」の創設の3事例が取り上げられており、本学としては過去最高であること。

(2) 公的研究費の適正な執行に関する調査結果について

昨今の国立大学法人の研究費の不適切な執行に関して、文部科学省から全国の国公立大学法人等に調査依頼の通知があり、本学においても資料7-1の「3」のとおり調査対象者に書面調査を実施したこと。職員833名を対象に行った調査では資料7-2のとおり全員から「事例なし」の回答を得たこと。年間300万円以上の実績のある業者についての調査では、資料7-3のとおり全社から該当「なし」の回答を得たこと。

以上、本学では不適切な経理は認められなかったこと。

また、資料7-4のとおり11月18日（金）に、国立大学の不正行為防止事例に詳しい会計監査法人から講師を招いて、不正行為防止に関する全学説明会を開催すること。

なお、資料7-5のとおり最近の研究費の不正使用についての新聞報道等を職員に周知し、不正行為・不正使用防止の意識啓発に努めること。

次回の開催予定

次回役員会は、平成23年12月14日（水）午前8時30分から開催すること。

以上